会員の方 令和6年分の消費税の確定申告について

- ①、②に該当する方は令和7年3月31日(月)までに令和6年分の消費税の申告が必要です。(原則として令和7年3月18日(火)以降のご指導となります)
- ①令和4年の課税売上高が1,000万円を超えた方、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方、令和5年1月~令和5年6月の課税売上高が1,000万円を超えた方(令和5年1月~令和5年6月の1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます)

②①以外で令和6年12月31日までにインボイス発行事業者に登録した方

- ※当会では消費税の申告が必要かどうかの把握をしておりませんので、消費税の申告が必要な場合は決算申告指導会の際に必ず指導員にお伝え下さい。
- ※前年、前々年分の決算書、申告書の控を必ずお持ち下さい。
- ※区分して集計して頂かないと消費税の計算が出来ません、区分して集計出来ていない方はあらためておこし頂きますので、ご了承下さい。
- ※集計の仕方がわからない方は決算申告指導会までに申告会におこし下さい。
- ①令和4年の課税売上高が1,000万円を超えた方、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方、令和5年1月~令和5年6月の課税売上高が1,000万円を超えた方(令和5年1月~令和5年6月の1,000万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます)

◎一般課税を選択されている方

令和6年1月~令和6年12月の売上や経費の各科目を標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。

更に経費の各項目はインボイスの保存の有るものと無いものに区分して集計して下さい。但し、1回の取引金額が1万円未満のものはインボイスの保存のあるものとして集計して下さい。

※令和4年の課税売上が1億円を超える方や令和5年1月~6月の課税売上が 5千万円を超える方は取扱いが異なりますのでお電話でお問い合わせ下さい。

◎簡易課税を選択されている方

令和6年1月~令和6年12月の売上を事業区分ごとに標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。

②①以外で令和6年12月31日までにインボイス発行事業者に登録した方

◎一般課税を選択されている方

インボイス発行事業者に登録した日(令和5年以前に登録した方は令和6年1月)から令和6年12月の売上や経費の各科目を標準税率10%分と軽減税率8%分に区分し、更に経費の各項目はインボイスの保存の有るものと無いものに区分して集計して下さい。但し、1回の取引金額が1万円未満のものはインボイスの保存のあるものとして集計して下さい。

※令和5年1月~6月の課税売上が5千万円を超える方は取扱いが異なります のでお電話でお問い合わせ下さい。

◎簡易課税を選択されている方

インボイス発行事業者に登録した日(令和5年以前に登録した方は令和6年1月)から令和6年12月の売上を事業区分ごとに標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。

◎いわゆる2割特例を選択される方

インボイス発行事業者に登録した日(令和5年以前に登録した方は令和6年1月)から令和6年12月の売上を標準税率10%分と軽減税率8%分に区分して集計して下さい。